

青森市立小・中学校におけるいじめの現状と
教育委員会及び学校の取組について

3 教育委員会及び学校の取組

(1) 教育委員会の取組

① 学校訪問による指導・助言

- ・ 計画訪問 年1回
- ・ 生徒指導訪問 年2回から4回

② 研修講座の開催

- ・ 生徒指導基礎講座
- ・ 中学校生徒指導研修講座
- ・ 管理職研修 (校長・教頭・教務主任)
- ・ 生徒指導主任・生徒指導主事研修講座 等

③ 心のふれ合い運動推進事業

- ・ 「いじめ防止啓発ポスター」の作成・配付 (全学級及び公共施設)
- ・ 「いじめ防止啓発リーフレット」の作成・配付 (全小・中学校の保護者)
- ・ 「いじめ相談カード」の作成・配付 (小学校3年生以上の児童生徒)
- ・ 「いじめの問題に関する対話集会」の開催 (全小・中学校の代表児童生徒)

【いじめ防止啓発リーフレット (保護者用)・いじめ相談カード (児童生徒用)】

いじめは、一人ひとりの子どもを傷つけ、その心とからだを壊す。いじめをなくすために、いじめ防止の取組を進めています。

早期発見！ 見逃さないで！！いじめのサイン

いじめを早期に発見するために、下の項目をチェックしてみましょう。

- 服装や所持品の変化**
 - 服装が汚れたり、破れたりしている
 - 学校生活や授業中の持ち物や道具が壊れたり盗まれたりする
 - 持ち物、ノートなどに書き込み、破損がある
 - 通学路や学校の敷地内、校舎内などで、必要以上に小言を言われたりする
 - 持ち物などが壊れたり、盗まれたりする
- 友人関係の変化**
 - 新しい友達ができなくなった、遠ざかるといふ言葉が聞こえる
 - 友達に話さなくなった、友達の話をしなくなる
 - 学校や友達に対する不平や不満を口にする
 - 学校生活や授業中に、いじめられていると訴える
- 行動の変化**
 - 登校しなくなる、遅刻が増える
 - 高い声で話さなくなる
 - 授業に集中しなくなり、授業をうしろ向きにする
 - 授業態度が悪くなり、忘れ物が多くなる
 - 授業中泣く、涙を流す
 - 授業中泣く、涙を流す
- 身体や情緒の変化**
 - 身体に傷やアザが頻りにあがり、腫れや痛みを訴える
 - 頭痛、腹痛、吐き気、嘔吐、不眠症、食欲不振、不安、不安定
 - 授業中泣く、涙を流す
 - 授業態度が悪くなり、忘れ物が多くなる
 - 授業中泣く、涙を流す

いじめ防止啓発リーフレット (児童生徒用)

いじめ防止啓発リーフレット (児童生徒用)は、いじめ防止の取組を進めています。

いじめ防止啓発リーフレット (児童生徒用)は、いじめ防止の取組を進めています。

いじめか？と感じたら…

学校のほかにも相談できる場所があります

24時間いじめ相談ダイヤル

0570-078310

※P.H.S.、I.P.電話からはつながりません。

早期発見！ 早期対応！

いじめ防止啓発リーフレット (児童生徒用)

いじめ防止啓発リーフレット (児童生徒用)は、いじめ防止の取組を進めています。

いじめは絶対に許しません！

私たちは、いじめを絶対に許しません。苦しいと感じたときは、私たちに相談してください。あなたの悩みをきかせてください。安心して生活できる方法を、一緒に考えましょう。私たちは、大切なあなたを守ります。

青森市教育委員会
教育長 月永 良彦

24時間いじめ相談ダイヤル

0570-078310

※P.H.S.、I.P.電話からはつながりません。

一人でも多く、あなたの悩みをきかせてください。

青森市教育委員会 教育長 月永 良彦

TEL 0117-743-3600
TEL 0117-744-5770
TEL 0117-761-4815

【いじめ防止啓発ポスター】

平成25年度版



平成26年度版



【平成26年度 いじめの問題に関する対話集会の様子】



④子どもや保護者に対する相談窓口等の周知

- ・教育相談室、少年育成チームの連絡先を広報あおもりや教育研修センターのホームページで周知
- ・「24時間いじめ相談ダイヤル」や「青森市子ども権利相談センター」、「青森市教育研修センター教育相談室」及び「適応指導教室」、「青森市教育委員会就学指導室」等に関する情報を児童生徒や保護者に周知

⑤スクールカウンセラー及びカウンセリングアドバイザー等の配置・派遣

- ・市内公立小・中学校全44校中、中学校19校と小学校11校に13名のスクールカウンセラーを配置
- ・市教育研修センターに6名の教育相談員を配置
- ・市教育研修センターに1名のカウンセリングアドバイザー（認定心理士）を配置
- ・市内公立小学校4校に2名のスクールソーシャルワーカーを派遣

⑥JUMPチーム等の特色ある活動に関する情報提供

- ・全ての小・中学校において、リトルJUMP又はJUMPチームを結成し、あいさつ運動やいじめ防止運動等を実施

⑦ネット上の有害情報把握のためのネットパトロール(サイバーパトロール)の実施

- ・臨時職員2名によるネットパトロール（サイバーパトロール）を実施

⑧学校及び家庭における情報モラルに関する指導の支援

- ・児童生徒、保護者及び教職員を対象に、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含めたインターネット上の誹謗中傷やいじめ、有害情報、コンピュータ犯罪等に関する出前講座を開催

(2) 学校の取組

①学校いじめ防止基本方針の策定

②いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会等）の設置

③学期に1回以上のアンケート調査（無記名式を含む）等を実施

④定期的な情報交換会やいじめ対策委員会の開催

⑤いじめ防止のための取組

- ・いじめ防止集会の開催
- ・いじめ防止標語コンクールの実施
- ・小・中連携による縦割り交流活動の実施
- ・あいさつ運動の実施 等